

**評議員の費用弁償に
関する規程**

社会福祉法人うちなだの里

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人うちなだの里の定款第8条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、日額2,000円を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

令和3年3月12日一部改正

この規程は、令和3年4月1日から適用する。